

【JPOPM35発表資料】

7. [I] prop-125ディスカッション

2018.11.28

JPOPF運営チーム(旧Policy-WG) / BBIX

鶴巻 悟

- Prop-125とは
- このセッションの目的
- 背景と海外での状況
- ディスカッション

- 現在APNICのwhois情報として登録されているIncident Response Team(IRT) objectに含まれる"abuse-mailbox"などの項目に、古くなったり積極的にチェックされていないメールアドレスが含まれていることから、それらに記載の**メールアドレスに対して検査を実施し反応が無かった場合にMyAPNICのアカウントを停止**する提案
- 具体的な手法はAPNIC事務局で検討されるが、実装に際して必要な項目として以下がある。
 1. 検査のためのメールが確かにAPNICから届いていることを保証する仕組み
 2. (受け取る側の)自動処理を避けるやり方
 3. abuseを解決するための窓口として機能していることを確認することを目的にしなければならない。(そもそもabuse窓口として正しく機能していないと意味がない)
 4. 検証期間が15日以内である
 5. 検査に失敗した場合はLIRにエスカレーションされ、再度15日以内の検証期間を設ける。

<https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-125/>

- 提案者より登録情報の正確性が担保されていない例として、APNIC会員の支払責任者宛のメールが20%程宛先不明となっていることが示され、提案の必要性が訴えられた。
- **提案内容自体に対する反対意見は表明されず、主に実装方法などへの質疑が多く行われた。**
- 採決の結果、**賛成多数でコンセンサス**となった。



<https://www.flickr.com/photos/apnic/>



<https://www.flickr.com/photos/apnic/>

- Prop-125とは
- このセッションの目的
- 背景と海外での状況
- ディスカッション

prop-125 : 登録メールアドレスの検証①

新規提案

● 概要

- IRTオブジェクトに登録された情報を検証
 - abuse-mailbox, admin-c, tech-c, emailの各項目に登録された電子メールアドレスを検証
 - 実装方法についてはAPNIC事務局に一任
 - NIRは、APNICと同様の実装を推奨

● 背景

- 不正確な情報が登録されると、連絡先として役割を果たさない。abuse対応のための時間や費用も

- 各RIRでW



Copyright © 2018 Japan Network Information Center

現状はAPNIC Memberが対象だが、
日本のコミュニティとして
実装可否の判断が必要

prop-125 : 登録メールアドレスの検証④

- 議論
 - 検証に反対するコメントは無し
 - 実装方法に関する質問
 - 全て自動化するのはどうか
 - "15日"では対応が完了しない場合もあるのでは？
- APNIC事務局からのコメント
 - 連絡が取れずAPNIC会員アカウントを閉じるケースが多くあり、その対応
 - ポリシー文書への反対
 - 実装には3～6ヶ月

総論賛成
各論(実装)は？

- 様々なステークホルダーとの議論が必要

同様のポリシーをJPNICで実装すべきか？

(実装する場合) どのような実装とすべきか？

- みなさまの忌憚のないご意見をお聞かせください！

- Prop-125とは
- このセッションの目的
- 背景と海外での状況
- ディスカッション

- whoisとは、インターネットレジストリが管理するインターネット資源の登録情報を提供するサービスで、**IPアドレスやドメイン名の利用者を検索**する時に利用する。
- 当初はネットワーク管理運用のためのものだったが、インターネットの普及に伴い、法執行機関が行う**犯罪捜査にも利用**されるようになった。
- 参考情報
 - JPOPM31：WHOIS登録情報正確性向上に向けての動向と意見交換 ～法執行機関からの要望への対応～ *1
 - JPOPM32：Whois登録情報正確性向上に関するパネルディスカッション *2

*1 <http://jpopf.net/JPOPM31Program>

*2 <http://jpopf.net/JPOPM32Program>

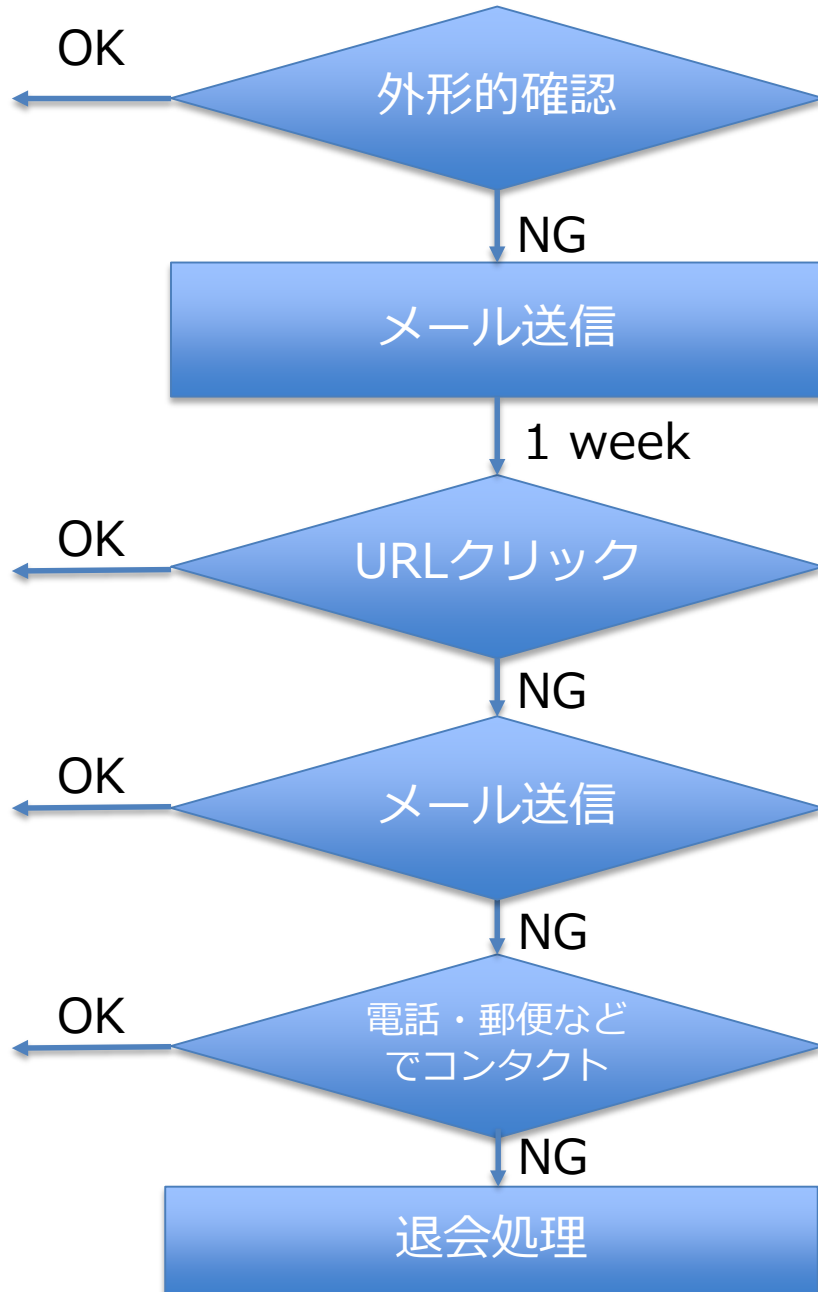


警察庁
National Police Agency

- 2012年にAbuse ContactをWHOISに登録するポリシーを制定(RIPE-563)
 - 登録者に正確な情報を維持するインセンティブが無く、アドレス情報の正確性に懸念が生じる
- 2018年に最低年1回アドレス情報の正確性を検証するとしたポリシーに改定(RIPE-705)
 - 正確でない情報を登録している組織に対しての罰則規定等を盛り込まない前提
- 現在実装に向け実データを使用した実証実験を実施中
 - 多くの検証プロセスは自動化（ツール化）済み
 - 2019年1月には最初の登録情報の検証を実施予定

実証実験のプロセス：

https://labs.ripe.net/Members/angela_dallara/how-we-will-be-validating-abuse-c



- メールアドレスのフォーマットチェック
 - ドメインにMXレコードが存在するか
 - pingでの到達性確認
 - メール到達性確認
-
- メール本文にチケットクローズ用のURL記載
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
- すべての登録されたコンタクト先にメール送信。返信が無い場合、1週間ごとに2回送信



- 900LIR / 70,000メールアドレスに対してテストを実施
- 約18%のアドレスが正確ではなかった

What Needs to be Validated?



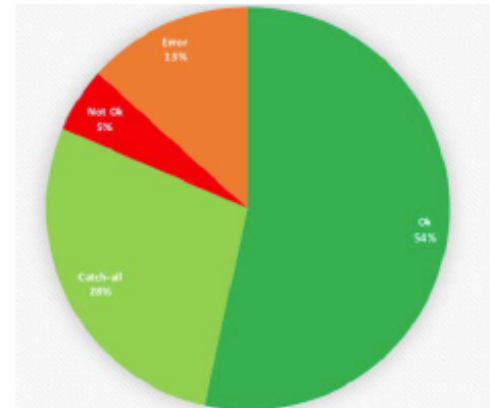
- Existing abuse contacts (~70,000 unique emails)

- LIR organisation objects (PA allocations, INFRAASNs, INFRA PI assignments)
- End User organisation objects (PI, ASNs)
- Resources with specified abuse-c

- New abuse contacts

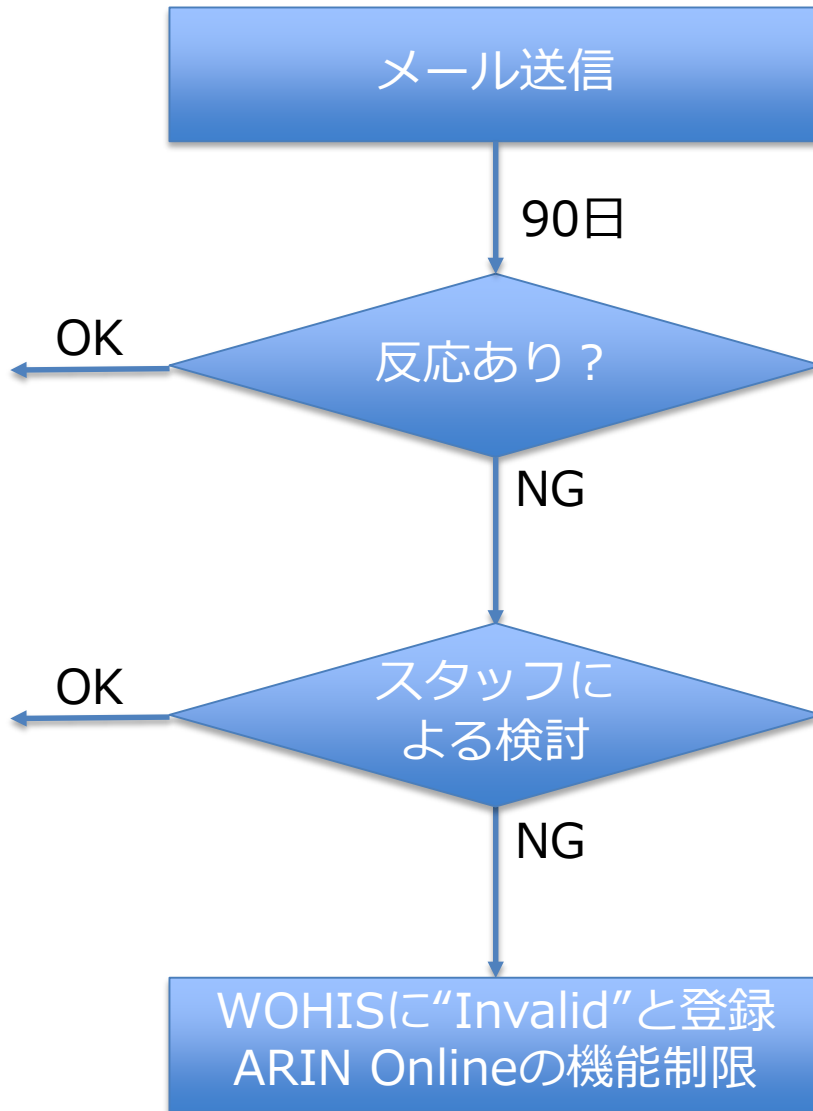
- New members (new membership form)
- Updates in the RIPE Database (newly created or modified)

- Legacy resources are not in scope



<https://ripe77.ripe.net/presentations/124-Angela-Abuse-c-final.pdf>

- 2017年にAbuse Contactの検証を年1回行うポリシーを制定(ARIN-2017-3)
 - コンタクトが取れない場合、ARIN Onlineの一部機能（支払いと情報更新）以外へのアクセス停止となる
https://www.arin.net/vault/policy/proposals/2017_3.html
- 再割り当て等の登録情報の変更時に正確性を確認する提案(ARIN-2017-12)がARIN41でコンセンサスとなったが、ACへ差し戻し
 - https://www.arin.net/policy/proposals/2017_12.html



- Prop-125とは
- このセッションの目的
- 背景と海外での状況
- ディスカッション

- このようなポリシーは日本でも策定すべきですか？
- どのような確認方法が有効だと思いますか？
 - RIPEのような自動化で誤認識は起きないか？
 - 人海戦術？
- 最新の情報に更新するインセンティブとしてはどのような方法が良いと思いますか？
 - 罰則を設ける
 - 対応しない組織の公開
 - ご褒美？

JPOPF-ST